

新型コロナウイルス感染拡大防止のための課外活動ガイドライン

本学では、文部科学省、スポーツ庁、東京都、各競技団体等の新型コロナウイルス感染症対策の基本的方針やガイドラインを踏まえ、課外活動を行う学生に対し、以下のクラブ・同好会・委員会等の「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための課外活動ガイドライン」を定める。

1. 本学が定めた新型コロナウイルス感染症の感染防止策を遵守する。
2. 本学が定めた新型コロナウイルス感染症対応の申請書等を提出する。
3. 本学で定めた日常的な健康観察の励行し、発熱等の症状がある場合には課外活動への参加を認めない。
4. 新型コロナウイルスに感染した場合、感染の拡大を防止するため、連絡体制や対応手順を周知徹底する。
5. 近距離で組み合う活動や身体接触を伴うなど、感染リスクの高い課外活動は制限し、感染防止に努める。
6. 上記の条項を守れない場合には、当該クラブ・同好会・委員会等の課外活動を中止する。

令和3年8月30日

学長（学友会・学生会会長） 安藤 嘉則
以上